



発行 新潟県

第44号

平成27年6月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 873 特定猟具使用禁止区域の指定（環境企画課）
- 874 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 875 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 876 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 877 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 878 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 879 公共測量の実施通知（監理課）
- 880 公共測量の実施通知（監理課）
- 881 道路の区域変更（道路管理課）
- 882 道路の供用開始（道路管理課）
- 883 構造計算適合性判定業務の委任（建築住宅課）
- 884 構造計算適合性判定業務の委任（建築住宅課）

## 公 告

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

## 告 示

## ◎新潟県告示第873号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、特定猟具使用禁止区域を次のとおり指定する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 阿賀野川下流特定猟具使用禁止区域

## (1) 目的

危険防止のため

## (2) 区域

新潟市東区下山地内の県道新潟村松三川線松浜橋西詰を起点とし、同県道を東に進み、阿賀野川堤防道路との交点に至る。ここから同道路を南に進み、市道新崎松浜線に至る。ここから同市道を南に進み、市道北8-2号線に至る。ここから市道北8-2号線を南に進み、日本海東北自動車道との交点に至る。ここから同自動車道を西に進み、県道新潟村松三川線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、市道下山一日市線に至る。ここから同市道を北に進み、起点と結ぶ内部一円の区域及び新潟市江南区江口地内の阿賀のかけはし以南の阿賀野川河川公園の区域とする。

## (3) 面積

422ヘクタール

## (4) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 2 農業総合研究所畜産研究センター特定猟具使用禁止区域

### (1) 目的

危険防止のため

### (2) 区域

三条市棚鱗地内の市道花淵畜産試験場線と笹岡用水路との交点を起点とし、ここから同用水路左岸に沿って遡り、棚鱗針山集落の山道と畜産研究センター敷地との境界に至る。ここから同山道を南に進み、更に畜産研究センター敷地境界に沿って西に進み、市道桑切檜山線との交点に至る。ここから同市道を北に進み、笹岡用水路との交点に至る。ここから同用水路左岸を遡り、起点と結ぶ内部一円とする。

### (3) 面積

61ヘクタール

### (4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 3 塩沢特定猟具使用禁止区域

### (1) 目的

危険防止のため

### (2) 区域

南魚沼市中地内の中之島橋西端を起点とし、ここから一般県道沢口塩沢線を約100メートル北西に進み、市道中学校南線との交点に至る。ここから同市道を魚野川沿いに北東（下流）に向かって進み、南魚沼市立塩沢中学校手前で南魚沼市十日町地内の前島橋西端から延びる魚野川左岸堤防（河川管理道路）との交点に至る。ここから魚野川左岸堤防（河川管理道路）を北東（下流）に向かって進み、前島橋西端に至る。ここから一般県道塩沢停車場八竜新田線を南東に進み、市道小木六古川線との交点に至る。ここから同市道を南西に進み、串川橋を渡り一般県道沢口塩沢線との交点に至る。ここから同一般県道を北西に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

### (3) 面積

81ヘクタール

### (4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

## 4 茶屋ヶ原・吉浦特定猟具使用禁止区域

### (1) 目的

危険防止のため

### (2) 区域

上越市吉浦地内の国道8号と吉浦川との交点を起点とし、吉浦川に沿って南西に進み、北陸自動車道との交点に至る。ここから同自動車道の南側に沿って西に進み、同自動車道の南側側道の東端に至る。ここから北東に約80メートル進み、同自動車道北側の農道との交点に至る。この農道を北北東へ約230メートル進み農道との交点に至る。この交点を東南東へ進み、さらに約30メートル先の農道との交点を北北東に約100メートル進み、市道吉浦茶屋ヶ原線との交点に至る。この交点を同市道上に東さらに北北東に約120メートル進み耕作地と森林の境界に至る。ここから西北西へ耕作地と森林の境界に沿って約260メートル進み、農道を横断しさらに北西へ耕作地と森林の境界に沿って約100メートル進み、市道吉浦茶屋ヶ原線と平行に伸びる農道との交点に至る。この交点から農道を西北西へ約230メートル進み、農道との交点を北北東に進み、さらに農道に沿って直進し沢に至る。ここから沢沿いを北北西に進み、国道8号と交わる点に至り、同国道を南東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

### (3) 面積

47ヘクタール

### (4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類  
銃器

5 浅河原特定猟具使用禁止区域

- (1) 目的

危険防止のため

- (2) 区域

主要地方道小千谷・十日町・津南線とJR千手発電所浅河原調整池の信濃川寄りの堰堤の法尻との交点を起点とし、ここから法尻に沿って南に進み、対岸法尻で調整池沿いの道路に至る。同道を西に進み、北鑑坂第三の十日町市就業改善センター前で主要地方道小千谷・十日町・津南線と交わる。同県道を北西に進み、小泉第二地内で東に進み、起点と結ぶ内部一円とする。

- (3) 面積

20ヘクタール

- (4) 存続期間

平成27年10月15日から平成37年10月14日まで

- (5) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

◎新潟県告示第874号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院	南魚沼市浦佐4132番地	精神通院医療	平成27年6月1日
エム・ケイ薬局 こいで店	魚沼市四日町25-1	精神通院医療	平成27年6月1日
おうぎまち薬局	柏崎市扇町1番78-7号	精神通院医療	平成27年6月1日
ファーマみらい浦佐薬局	南魚沼市浦佐4069-3	精神通院医療	平成27年6月1日
アイン薬局 上越妙高駅前店	上越市大和2丁目4番7号	精神通院医療	平成27年6月1日
喜多町薬局	長岡市喜多町1146-1	精神通院医療	平成27年6月1日
公益社団法人新潟県看護協会 訪問看護ステーションみつけ	見附市学校町1丁目5番42号	精神通院医療	平成27年6月1日

◎新潟県告示第875号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
あい薬局 小出店	魚沼市小出島860-2	精神通院医療	平成27年4月30日
新潟県立小出病院	魚沼市日渡新田34番地	精神通院医療	平成27年6月1日

◎新潟県告示第876号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、妙高市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月13日(月)	午後1時から4時まで	妙高市妙高高原保健センター	妙高市全域
7月14日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月15日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高市関山農民研修センター	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
7月16日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	妙高市文化ホールホワイエ	
7月17日(金)	午前9時から正午まで		
7月21日(火)	午後1時から4時まで		
7月22日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
7月23日(木)	午前9時から正午まで		
7月24日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第877号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	17者	下相川字後田1番1ほか100筆 19.4ha
胎内市	21者	乙字中野881番ほか218筆 23.9ha
新潟市	10者	北区松潟1272番ほか97筆 8.8ha

五泉市	3者	南田中字大ハゲ甲6番1ほか81筆 6.9ha
長岡市	6者	来迎寺字原2847番1ほか1,166筆 26.8ha
南魚沼市	43者	東泉田字前島710番2ほか459筆 45.2ha
十日町市	8者	字向島新田丑664番ほか40筆 5.7ha
津南町	2者	大字上郷宮野原8799番1ほか14筆 1.2ha
妙高市	1者	広島2丁目441番1ほか22筆 1.0ha
糸魚川市	5者	大字根小屋2568番ほか108筆 9.5ha
佐渡市	60者	大字下久知字腰沖2216番ほか440筆 57.1ha
合計	176者	2,755筆 205.5ha

## 2 申請年月日

平成27年6月1日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課  
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県新潟地域振興局新津農業振興部企画振興課  
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課  
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課  
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課  
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

## 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

## ◎新潟県告示第878号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新発田市の紫雲寺土地改良区の定款の変更を平成27年5月28日認可した。

平成27年6月9日

新潟県新発田地域振興局長

## ◎新潟県告示第879号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局 信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成27年8月3日から平成27年10月30日まで
- 3 作業地域 新潟市

## ◎新潟県告示第880号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量）
- 2 作業期間 平成27年5月27日から平成27年7月21日まで

## 3 作業地域 上越市大字夷浜

## ◎新潟県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 見附分水線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
燕市五千石字川原 4361 番 1 から	新	12.3～18.6メートル	106.1メートル
同市五千石荒川 2 丁目34番まで	旧	12.3～18.2メートル	106.1メートル

## ◎新潟県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 見附分水線
- 2 供用開始の区間  
燕市五千石字川原 4361 番 1 から同市五千石荒川 2 丁目 34 番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年6月9日

## ◎新潟県告示第883号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 名称及び住所  
一般財団法人 にいがた住宅センター  
新潟市中央区新光町15番地2
- 2 業務区域  
新潟県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
新潟市中央区新光町15番地2
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務  
次の各号に掲げる業務
  - (1) 床面積の合計が5,000㎡以下の建築物（建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
  - (2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの（令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。）
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成27年6月1日

## ◎新潟県告示第884号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせることとした。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 名称及び住所  
一般財団法人 日本建築センター  
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地
- 2 業務区域  
新潟県の全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
本部  
東京都千代田区神田錦町一丁目9番地  
大阪事務所  
大阪府大阪市中央区本町一丁目7番15号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務  
次の各号に掲げる業務以外の業務  
(1) 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物(建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)  
(2) 床面積の合計が10,000㎡以下の建築物で、法第18条第2項に該当するもの(令第81条第2項第1号ロに定める構造計算による建築物等を除く。)
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始の日  
平成27年6月1日

## 公 告

## 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が所有する自動車の任意自動車保険(以下「任意保険」という。)加入契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年6月9日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 案件名  
新潟県が所有する自動車の任意自動車保険加入契約
  - (2) 任意保険加入台数 1,570台
  - (3) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (4) 任意保険に加入する期間  
平成27年8月2日(日)から平成28年8月2日(火)まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 保険業法(平成7年法律第105号)第3条の規定により損害保険業免許を受けている者であること。
  - (3) 対人賠償保険及び対物賠償保険に示談交渉サービスが付いている任意保険を有する者であること。
  - (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
  - (5) 新潟県内の上越、中越及び下越のそれぞれの地区に営業所(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)を有し、任意保険加入契約締結後、当該任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を備えている者であること。
  - (6) 本入札に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 950-8570  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話番号 025-280-5490  
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から上記(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

- (1) 入札、開札の日時  
平成27年7月2日(木) 午前10時
- (2) 開札場所  
新潟県庁出納局会計検査課入札室

#### 5 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金  
入札金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。

- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

- (4) 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、平成27年6月29日(月)午後5時までに前記3(1)の場所に提出しなければならない。提出された応札仕様書を審査の結果、当該任意保険について履行することができる者と認められる者に限り入札に参加できるものとする。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (6) 契約書作成の要否  
要

- (7) 暴力団等の排除

##### ア 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

##### イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

- (8) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (9) 当該任意保険に関し、保険業法第123条の規定による認可を受けていなかったこと若しくは届出をしていなかったことなど同法に抵触することが判明したとき、又は応札仕様書等新潟県に提出する書類の記載事項に事実と相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (10) その他

詳細は入札説明書による。